

議 案 書

令 和 5 年 9 月

第 3 回 定 例 会

松 山 市

目 次

| 議案番号 | 件 名 | 議決結果 | ページ |
|--------|---|------|-----|
| 認定 1 | 令和4年度松山市一般・特別会計決算の認定について | | 1 |
| 2 | 令和4年度松山市公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について | | 3 |
| 承認 4 | 令和5年度松山市一般会計補正予算（第4号）を定める専決処分の承認を求めることについて | | 5 |
| 5 | 令和5年度松山市一般会計補正予算（第5号）を定める専決処分の承認を求めることについて | | 13 |
| 議案 7 1 | 令和5年度松山市一般会計補正予算（第6号） | | 29 |
| 7 2 | 災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正について | | 35 |
| 7 3 | 松山市火災予防条例の一部改正について | | 37 |
| 7 4 | 松山市旅館業法施行条例の一部改正について | | 43 |
| 7 5 | 松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | | 45 |
| 7 6 | 工事請負契約の締結について（坊っちゃんスタジアム外周デッキ改修工事） | | 47 |
| 7 7 | 工事請負契約の締結について（味生第二小学校1・2棟校舎長寿命化改修ほか主体工事） | | 49 |
| 7 8 | 工事請負契約の締結について（雄郡小学校17棟校舎長寿命化改修ほか主体工事） | | 51 |
| 7 9 | 工事請負契約の締結について（三津浜幼稚園7-1棟ほか2棟園舎長寿命化改修ほか主体工事） | | 53 |
| 8 0 | 工事請負契約の締結について（子規記念博物館大規模改修主体工事） | | 55 |
| 8 1 | 工事請負契約の締結について（子規記念博物館大規模改修電気工事） | | 57 |
| 8 2 | 工事請負契約の締結について（子規記念博物館大規模改修空調工事） | | 59 |
| 8 3 | 財産の取得について（救助工作車Ⅲ型） | | 61 |
| 8 4 | 市道路線の認定について | | 63 |

（後送予定分）

| 議案番号 | 件 名 | 議決結果 | ページ |
|------|-----------------------|------|-----|
| | 令和5年度松山市一般会計補正予算（第7号） | | |

（追加提出予定分）

| 議案番号 | 件 名 | 議決結果 | ページ |
|------|---------------------------------|------|-----|
| | 公平委員会委員の選任に関し同意を求めることについて | | |
| | 固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて | | |
| | 人権擁護委員候補者の推薦について | | |

認定第1号

令和5年9月1日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和4年度松山市一般・特別会計決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度松山市一般・特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

提出書類

1. 令和4年度松山市一般・特別会計歳入歳出決算書
2. 令和4年度松山市一般・特別会計歳入歳出決算事項別明細書
3. 令和4年度松山市一般・特別会計実質収支に関する調書
4. 令和4年度松山市財産に関する調書
5. 令和4年度松山市一般・特別会計決算に係る主要な施策の成果説明書
6. 令和4年度松山市運用基金状況書
7. 令和4年度松山市各会計決算審査意見書
令和4年度松山市各基金運用状況審査意見書

(参 照)

地方自治法(抄)

(決 算)

第233条

- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

(基 金)

第241条

- 5 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場

合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

地方自治法施行令（抄）

（決算）

第166条

2 地方自治法第233条第1項及び第5項に規定する政令で定める書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書とする。

認定第2号

令和5年9月1日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和4年度松山市公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和4年度松山市公営企業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、令和4年度松山市公営企業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

提出書類

1. 令和4年度松山市水道事業会計・簡易水道事業会計・工業用水道事業会計・下水道事業会計決算書
2. 令和4年度松山市公営企業会計決算審査意見書

（参 照）

地方公営企業法（抄）

（決 算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

（剰余金の処分等）

第32条

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

承認第4号

令和5年9月1日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和5年度松山市一般会計補正予算（第4号）を定める専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

（提案理由）

豪雨災害被災者等特別援護資金の貸付により、市民と事業者の生活や事業の立て直しを支援することとなったことから、補正予算を専決処分により定めたので、議会に報告し、その承認を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（専決処分）

- 第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。
- 3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

専決第20号

令和5年7月7日

松山市長 野志克仁

令和5年度松山市一般会計補正予算(第4号)を定める専決処分について

豪雨災害被災者等特別援護資金の貸付により、市民と事業者の生活や事業の立て直しを支援するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をすするものである。

記

令和5年度松山市一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ214,773,087千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|---------|---------------|------------|---------------|
| 20 繰入金 | | 17,221,907 千円 | 180,000 千円 | 17,401,907 千円 |
| | 1 基金繰入金 | 17,188,942 | 180,000 | 17,368,942 |
| 歳入 | 合計 | 214,593,087 | 180,000 | 214,773,087 |

歳出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|----------------|------------|----------------|
| 3 民生費 | | 104,907,202 千円 | 100,000 千円 | 105,007,202 千円 |
| | 4 災害救助費 | 0 | 100,000 | 100,000 |
| 6 農林水産業費 | | 3,098,412 | 30,000 | 3,128,412 |
| | 1 農業費 | 1,042,674 | 30,000 | 1,072,674 |
| 7 商工費 | | 9,183,995 | 50,000 | 9,233,995 |
| | 1 商工費 | 7,472,220 | 50,000 | 7,522,220 |
| 歳出 | 合計 | 214,593,087 | 180,000 | 214,773,087 |

歳入歳出補正予算事項別明細書

(松山市一般会計)

1 総括
(歳入)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|---------------|------------|---------------|
| 20 繰入金 | 17,221,907 千円 | 180,000 千円 | 17,401,907 千円 |
| 歳入合計 | 214,593,087 | 180,000 | 214,773,087 |

(歳出)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 一般 財源 |
|----------|-------------------|---------------|-------------------|----------|-----|-----|---------------|----------|
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一財 | |
| 3 民生費 | 千円 104,907,202 | 千円 100,000 | 千円 105,007,202 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 100,000 | |
| 6 農林水産業費 | 3,098,412 | 30,000 | 3,128,412 | | | | 30,000 | |
| 7 商工費 | 9,183,995 | 50,000 | 9,233,995 | | | | 50,000 | |
| 歳出合計 | 214,593,087 | 180,000 | 214,773,087 | | | | 180,000 | |

2 歳 入
 (款) 20 繰入金 (項) 1 基金繰入金

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 明 |
|----------|-----------------|---------------|-----------------|-----------|---------------|-----|
| | | | | 区 分 | 金 額 | |
| 1 財政調整基金 | 千円 9,770,000 | 千円 180,000 | 千円 9,950,000 | 1 財政調整基金繰 | 千円 180,000 | 千円 |
| 繰入金 | | | | 入金 | | |
| 計 | 17,188,942 | 180,000 | 17,368,942 | — | — | |

3 歳出
 (款) 3 民生費 (項) 4 災害救助費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源内訳 | 節 | | 説明 |
|---------|---------|---------------|---------------|-----------------------|--------|---------------|--|
| | | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 災害救助費 | 千円 0 | 千円 100,000 | 千円 100,000 | 千円 一般財源 100,000 | 20 貸付金 | 千円 100,000 | 豪雨災害被災者特別援護資金貸 付事業 100,000 千円 |
| 計 | 0 | 100,000 | 100,000 | - | - | - | - |

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源内訳 | 節 | | 説明 |
|---------|---------------|--------------|---------------|----------------------|--------|--------------|---|
| | | | | | 区分 | 金額 | |
| 2 農業総務費 | 千円 214,839 | 千円 30,000 | 千円 244,839 | 千円 一般財源 30,000 | 20 貸付金 | 千円 30,000 | 豪雨災害被災農林漁業者特別援 護資金貸付事業 30,000 千円 |
| 計 | 1,042,674 | 30,000 | 1,072,674 | - | - | - | - |

(款) 7 商工費 (項) 1 商工費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源内訳 | 節 | | 説明 |
|---------|-----------------|--------------|-----------------|----------------------|--------|--------------|--------------------------|
| | | | | | 区分 | 金額 | |
| 3 商工振興費 | 千円 6,630,973 | 千円 50,000 | 千円 6,680,973 | 千円 一般財源 50,000 | 20 貸付金 | 千円 50,000 | 豪雨災害被災商工業者特別援護 資金貸付事業 |
| 計 | 7,472,220 | 50,000 | 7,522,220 | — | — | — | — |

承認第5号

令和5年9月1日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和5年度松山市一般会計補正予算（第5号）を定める専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

（提案理由）

全壊家屋等の災害廃棄物の撤去、農業用施設、道路、水路等の土砂撤去や応急復旧、国の災害査定を受けるための測量設計等により、豪雨で被害を受けた地域の一刻も早い復旧を図ることとなったことから、補正予算を専決処分により定めたので、議会に報告し、その承認を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

令和5年度松山市一般会計補正予算(第5号)を定める専決処分について

全壊家屋等の災害廃棄物の撤去、農業用施設の撤去、水路等の土砂撤去や応急復旧、国の災害査定を受けるための測量設計等により、豪雨で被害を受けた地域の一刻も早い復旧を図るため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものである。

記

令和5年度松山市一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ827,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ215,600,087千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|---------------|------------|---------------|
| 12 地方交付税 | | 21,700,000 千円 | 242,000 千円 | 21,942,000 千円 |
| | 1 地方交付税 | 21,700,000 | 242,000 | 21,942,000 |
| 16 国庫支出金 | | 50,133,530 | 20,000 | 50,153,530 |
| | 2 国庫補助金 | 11,471,501 | 20,000 | 11,491,501 |
| 20 繰入金 | | 17,401,907 | 100,000 | 17,501,907 |
| | 1 基金繰入金 | 17,368,942 | 100,000 | 17,468,942 |
| 22 諸収入 | | 9,381,982 | 600 | 9,382,582 |
| | 4 雑入 | 4,713,435 | 600 | 4,714,035 |
| 23 市債 | | 11,144,900 | 464,400 | 11,609,300 |
| | 1 市債 | 11,144,900 | 464,400 | 11,609,300 |
| 歳入 | 合計 | 214,773,087 | 827,000 | 215,600,087 |

歳出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------------|------------|------------|------------|
| 11 災害復旧費 | | 113,640 千円 | 827,000 千円 | 940,640 千円 |
| | 1 農林水産施設災害復旧費 | 113,640 | 330,000 | 443,640 |
| | 2 土木施設災害復旧費 | 0 | 446,000 | 446,000 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----|-------------|-------------|----------|-------------|
| 歳出 | 3 教育施設災害復旧費 | 0 千円 | 6,000 千円 | 6,000 千円 |
| | 4 災害廃棄物処理費 | 0 | 40,000 | 40,000 |
| | 5 市有財産災害復旧費 | 0 | 5,000 | 5,000 |
| | 合 計 | 214,773,087 | 827,000 | 215,600,087 |

第2表 地方債補正（松山市一般会計）

1 追加

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|------------|---------------|---|--|---|
| 土木施設災害復旧事業 | 千円 380,000 | <ol style="list-style-type: none"> 借入先 財務省，地方公共団体 金融機構その他 借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。 借入時期 令和5年度。ただし工事 又は財政の都合により起債 額の全部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入する ことができる。 | <p>年5% 以内</p> <p>(ただし，利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て，利率の 見直しを 行った後に おいては， 当該見直し 後の利率。)</p> | <ol style="list-style-type: none"> 償還期限 30年以内(内据置5年以内) 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元 利均等又は元金均等償還する。ただ し必要に応じ繰上償還，償還期限の 短縮又は低利債に借換えすることが できる。 財務省，地方公共団体金融機構 その他より借り入れられる場合において 前各号の償還の方法が借入先の融通 条件に抵触するときは，その融通条件 によることができる。 |
| 教育施設災害復旧事業 | 10,000 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 市有財産災害復旧事業 | 10,000 | 同上 | 同上 | 同上 |

2 変更

| 起債の目的 | 補正前 | | | | 補正後 | | | | |
|--------------|--------|--|---|---|---------|--------|--------|--------|--------|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | |
| 農林水産施設災害復旧事業 | 千円 | <ol style="list-style-type: none"> 借入先 財務省, 地方公共団体金融機構その他 借入方法 普通貸借又は証券発行の方法による。 借入時期 令和5年度。ただし工事又は財政の都合により起債額の全部若しくは一部を翌年度に繰り越し借入れることができる。 | 年5%以内 (ただし, 利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について, 利率の見直しを行った後において, 当該見直し後の利率。) | <ol style="list-style-type: none"> 償還期限 30年以内(内据置5年以内) 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元利均等又は元金均等償還する。ただし必要に応じ繰上償還, 償還期限の短縮又は低利債に借換えすることができ。 財務省, 地方公共団体金融機構その他より借り入れる場合において前各号の償還の方法が借入先の融通条件に抵触するときは, その融通条件によることができる。 | 千円 | 補正前と同じ | 補正前と同じ | 補正前と同じ | 補正前と同じ |
| | 80,000 | | | | 160,000 | 補正前と同じ | 補正前と同じ | 補正前と同じ | 補正前と同じ |

歳入歳出補正予算事項別明細書

(松山市一般会計)

1 総括
(歳入)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------------|------------|---------------|
| 12 地方交付税 | 21,700,000 千円 | 242,000 千円 | 21,942,000 千円 |
| 16 国庫支出金 | 50,133,530 | 20,000 | 50,153,530 |
| 20 繰入金 | 17,401,907 | 100,000 | 17,501,907 |
| 22 諸収入 | 9,381,982 | 600 | 9,382,582 |
| 23 市債 | 11,144,900 | 464,400 | 11,609,300 |
| 歳入合計 | 214,773,087 | 827,000 | 215,600,087 |

(歳出)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|----------|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|---------------|---------------|
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 11 災害復旧費 | 千円 113,640 | 千円 827,000 | 千円 940,640 | 千円 20,000 | 千円 464,400 | 千円 342,600 | 千円 342,600 |
| 歳出合計 | 214,773,087 | 827,000 | 215,600,087 | 20,000 | 464,400 | 342,600 | 342,600 |

2 歳 入

(款) 12 地方交付税 (項) 1 地方交付税

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 明 |
|---------|------------|---------|------------|---------|---------|-----|
| | | | | 区 分 | 金 額 | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | | 千円 | 千円 |
| 1 地方交付税 | 21,700,000 | 242,000 | 21,942,000 | 1 地方交付税 | 242,000 | |
| 計 | 21,700,000 | 242,000 | 21,942,000 | — | — | — |

(款) 16 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 明 |
|---------------|------------|--------|------------|-----------------|--------|---------------------|
| | | | | 区 分 | 金 額 | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | | 千円 | 千円 |
| 10 災害復旧費国庫補助金 | | 20,000 | 20,000 | 1 災害廃棄物処理費国庫補助金 | 20,000 | 災害廃棄物等処理事業費 (1 / 2) |
| 計 | 11,471,501 | 20,000 | 11,491,501 | — | — | — |

(款) 20 繰入金 (項) 1 基金繰入金

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|-------------|-----------------|---------------|------------------|-------------|---------------|----|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 財政調整基金繰入金 | 千円 9,950,000 | 千円 100,000 | 千円 10,050,000 | 1 財政調整基金繰入金 | 千円 100,000 | 千円 |
| 計 | 17,368,942 | 100,000 | 17,468,942 | - | - | - |

(款) 22 諸収入 (項) 4 雑入

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|------|-----------|-----------|-------------|------|-----------|----|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 9 雑入 | 千円 623 | 千円 600 | 千円 1,223 | 1 雑入 | 千円 600 | 千円 |
| 計 | 4,713,435 | 600 | 4,714,035 | - | - | - |

(款) 23 市債 (項) 1 市債

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|---------|--------------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 8 災害復旧債 | 千円 73,400 | 千円 464,400 | 千円 537,800 | 1 農林水産施設災害復旧債 | 千円 75,400 | 千円 65,000 |
| | | | | | | 10,400 |

(款) 23 市債 (項) 1 市債

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 明 |
|---|------------|---------|------------|-----------------|---------------|---|
| | | | | 区 分 | 金 額 | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 2 土木施設災害復 旧債 | 千円 379,000 | 道路橋梁災害復旧 291,800 河川等災害復旧 83,200 公園施設災害復旧 4,000 |
| | | | | 3 教育施設災害復 旧債 | 5,000 | 学校給食施設災害復旧 |
| | | | | 4 市有財産災害復 旧債 | 5,000 | 市有財産災害復旧 |
| 計 | 11,144,900 | 464,400 | 11,609,300 | - | - | - |

3 歳 出

(款) 11 災害復旧費 (項) 1 農林水産施設災害復旧費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源内訳 | 節 | | 説 明 |
|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------------------------------|----------|---------------|-----------------------------|
| | | | | | 区 分 | 金 額 | |
| 1 農業土木災 害復旧費 | 千円 113,640 | 千円 300,000 | 千円 413,640 | 千円 市債 65,000 一般財源 235,000 | 12 委 託 料 | 千円 250,000 | 農林土木災害復旧事業 300,000 千円 |
| | | | | | 14 工事請負費 | 50,000 | |
| 2 林道災害復 旧費 | 0 | 30,000 | 30,000 | 市債 10,400 一般財源 19,600 | 12 委 託 料 | 25,000 | 林道災害復旧事業 30,000 |
| | | | | | 14 工事請負費 | 5,000 | |
| 計 | 113,640 | 330,000 | 443,640 | - | - | - | - |

(款) 11 災害復旧費 (項) 2 土木施設災害復旧費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源内訳 | 節 | | 説 明 |
|-----------------|---------|---------------|---------------|---------------------------------------|----------|---------------|----------------------------------|
| | | | | | 区 分 | 金 額 | |
| 1 道路橋梁災 害復旧費 | 千円 0 | 千円 336,000 | 千円 336,000 | 千円 市債 291,800 一般財源 44,200 | 12 委 託 料 | 千円 180,000 | 道路橋梁災害復旧事業 (補助) 180,000 千円 |
| | | | | | 14 工事請負費 | 156,000 | |

(款) 11 災害復旧費 (項) 2 土木施設災害復旧費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源内訳 | 節 | | 説明 |
|-----------------|---------|---------------|---------------|--------------------------------------|----------|---------------|----------------------------|
| | | | | | 区分 | 金額 | |
| 2 河川災害復 旧費 | 千円 0 | 千円 104,000 | 千円 104,000 | 千円 市債 83,200 一般財源 20,800 | 14 工事請負費 | 千円 104,000 | 河川等災害復旧事業 104,000 千円 |
| 3 公園施設災 害復旧費 | 0 | 6,000 | 6,000 | 市債 4,000 一般財源 2,000 | 14 工事請負費 | 6,000 | 公園施設災害復旧事業 6,000 |
| 計 | 0 | 446,000 | 446,000 | - | - | - | - |

(款) 11 災害復旧費 (項) 3 教育施設災害復旧費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源内訳 | 節 | | 説明 |
|-----------------------|---------|-------------|-------------|------------------------------------|---------------------------|-------------------------------|-----------------------------|
| | | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 学校給食施 設災害復旧 費 | 千円 0 | 千円 6,000 | 千円 6,000 | 千円 市債 5,000 一般財源 1,000 | 10 需用費 修繕料 14 工事請負費 | 千円 1,000 1,000 5,000 | 学校給食施設災害復旧事業 6,000 千円 |
| 計 | 0 | 6,000 | 6,000 | - | - | - | - |

(款) 11 災害復旧費 (項) 4 災害廃棄物処理費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源内訳 | 節 | | 説明 |
|----------------|---------|--------------|--------------|---|----------|--------------|----------------------------|
| | | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 災害廃棄物 処理費 | 千円 0 | 千円 40,000 | 千円 40,000 | 千円 国庫支出金 20,000 一般財源 20,000 | 14 工事請負費 | 千円 40,000 | 災害廃棄物等処理事業 40,000 千円 |
| 計 | 0 | 40,000 | 40,000 | — | — | — | — |

(款) 11 災害復旧費 (項) 5 市有財産災害復旧費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源内訳 | 節 | | 説明 |
|-----------------|---------|-------------|-------------|-------------------|----------|-------------|---------------------------|
| | | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 市有財産災 害復旧費 | 千円 0 | 千円 5,000 | 千円 5,000 | 千円 市債 5,000 | 14 工事請負費 | 千円 5,000 | 市有財産災害復旧事業 5,000 千円 |
| 計 | 0 | 5,000 | 5,000 | — | — | — | — |

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
 当該年度末における現在高の見込みに関する調書
 (松山市一般会計)

| 区分 | 3年度末現在高 千円 | 4年度末現在高 見込額 千円 | 5年度中増減見込 | | | | 5年度末現在高 見込額 千円 |
|-------------|---------------|----------------------|-------------|-----------|-------------|-----------------------|----------------------|
| | | | 5年度中起債見込額 | | 補正後の額 千円 | 5年度中 元金償還見込額 千円 | |
| | | | 補正前の額 千円 | 補正額 千円 | | | |
| 1 普通債 | 80,951,522 | 78,777,165 | 8,071,500 | 8,071,500 | 8,071,500 | 79,119,992 | |
| (1) 総務 | 1,088,469 | 1,030,048 | 187,100 | 187,100 | 187,100 | 1,077,760 | |
| (2) 土木 | 41,574,197 | 39,831,590 | 2,671,800 | 2,671,800 | 2,671,800 | 38,319,246 | |
| (3) 教育 | 13,550,161 | 14,226,203 | 2,791,000 | 2,791,000 | 2,791,000 | 16,132,637 | |
| (4) 公営住宅 | 2,666,422 | 2,733,111 | 635,100 | 635,100 | 635,100 | 3,152,287 | |
| (5) 民生労働 | 1,200,065 | 1,233,671 | 111,900 | 111,900 | 111,900 | 1,277,472 | |
| (6) 衛生 | 18,416,290 | 16,798,706 | 483,300 | 483,300 | 483,300 | 15,339,180 | |
| (7) 商工 | 5,500 | 4,400 | | | | 3,300 | |
| (8) 公有林 | 1,471 | 867 | | | | 376 | |
| (9) 消防 | 2,448,947 | 2,918,569 | 1,191,300 | 1,191,300 | 1,191,300 | 3,817,734 | |
| 2 災害復旧債 | 2,926,720 | 2,933,737 | 73,400 | 464,400 | 537,800 | 3,236,325 | |
| 3 その他の債 | 88,162,364 | 85,965,004 | 3,000,000 | 3,000,000 | 3,000,000 | 81,133,589 | |
| (1) 転貸債 | 534,936 | 468,911 | | | | 415,169 | |
| (2) 減税補填債 | 690,451 | 454,010 | | | | 267,769 | |
| (3) 臨時財政対策債 | 85,680,277 | 83,785,383 | 3,000,000 | | 3,000,000 | 79,193,951 | |
| (4) 減収補填債 | 1,256,700 | 1,256,700 | | | | 1,256,700 | |
| 合計 | 172,040,606 | 167,675,906 | 11,144,900 | 464,400 | 11,609,300 | 163,489,906 | |

議案第71号

令和5年度松山市一般会計補正予算（第6号）

令和5年度松山市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,200,322千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ217,800,409千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和5年9月1日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------|---------|---------------|------------|---------------|
| 1 市税 | | 66,264,000 千円 | 193,000 千円 | 66,457,000 千円 |
| | 1 市民税 | 29,239,000 | 193,000 | 29,432,000 |
| 14 分担金及び負担金 | | 1,307,955 | 25,741 | 1,333,696 |
| | 1 分担金 | 29,373 | 25,741 | 55,114 |
| 16 国庫支出金 | | 50,153,530 | 268,731 | 50,422,261 |
| | 1 国庫負担金 | 38,540,375 | 192,296 | 38,732,671 |
| | 2 国庫補助金 | 11,491,501 | 75,635 | 11,567,136 |
| | 3 委託金 | 121,654 | 800 | 122,454 |
| | | 17,389,389 | 147,769 | 17,537,158 |
| 17 県支出金 | | 4,343,916 | 147,769 | 4,491,685 |
| | 2 県補助金 | 900,000 | 993,859 | 1,893,859 |
| 21 繰越金 | | 900,000 | 993,859 | 1,893,859 |
| | 1 繰越金 | 900,000 | 993,859 | 1,893,859 |
| 22 諸収入 | | 9,382,582 | 322 | 9,382,904 |
| | 4 雑入 | 4,714,035 | 322 | 4,714,357 |
| 23 市債 | | 11,609,300 | 570,900 | 12,180,200 |
| | 1 市債 | 11,609,300 | 570,900 | 12,180,200 |
| 歳入 | 合計 | 215,600,087 | 2,200,322 | 217,800,409 |

歳出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|----------------|-----------|----------------|
| 3 民生費 | | 105,007,202 千円 | 97,341 千円 | 105,104,543 千円 |
| | 1 社会福祉費 | 47,009,122 | 32,282 | 47,041,404 |
| | 2 児童福祉費 | 36,710,078 | 65,059 | 36,775,137 |
| 6 農林水産業費 | | 3,128,412 | 433,577 | 3,561,989 |
| | 1 農業費 | 1,072,674 | 62,045 | 1,134,719 |
| | 2 農業土木費 | 1,134,815 | 371,532 | 1,506,347 |
| 7 商工費 | | 9,233,995 | 8,063 | 9,242,058 |
| | 1 商工費 | 7,522,220 | 8,063 | 7,530,283 |
| 8 土木費 | | 17,412,527 | 566,685 | 17,979,212 |
| | 2 道路橋梁費 | 3,090,847 | 386,869 | 3,477,716 |
| | 3 河川費 | 930,814 | 151,200 | 1,082,014 |
| | 5 都市計画費 | 10,008,623 | 28,616 | 10,037,239 |
| 9 消防費 | | 6,722,605 | 800 | 6,723,405 |
| | 1 消防費 | 6,722,605 | 800 | 6,723,405 |
| 10 教育費 | | 19,172,694 | 46,632 | 19,219,326 |
| | 1 教育総務費 | 2,048,740 | 9,687 | 2,058,427 |
| | 2 小学校費 | 4,117,429 | 36,945 | 4,154,374 |
| 11 災害復旧費 | | 940,640 | 1,047,224 | 1,987,864 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----|---------------|-------------|------------|-------------|
| 歳出 | 1 農林水産施設災害復旧費 | 443,640 千円 | 529,547 千円 | 973,187 千円 |
| | 2 土木施設災害復旧費 | 446,000 | 478,972 | 924,972 |
| | 3 教育施設災害復旧費 | 6,000 | 26,205 | 32,205 |
| | 5 市有財産災害復旧費 | 5,000 | 12,500 | 17,500 |
| | 合計 | 215,600,087 | 2,200,322 | 217,800,409 |

第2表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 追加

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--------------------|--------------|-----------|
| 電算システム運用補助等業務委託 | 令和5年度～令和10年度 | 212,500 |
| コールセンター等案内及び総合窓口委託 | 令和5年度～令和8年度 | 172,200 |
| まつやまー運営管理業務委託 | 令和5年度～令和10年度 | 99,000 |
| 可燃ごみ収集運搬委託 | 令和5年度～令和10年度 | 4,098,500 |
| 給食運搬車の買替 | 令和5年度～令和6年度 | 30,000 |

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 変更

| 起債の目的 | 補正前 | | | 補正後 | | | | |
|------------|-----------|--|---|--|-----------|---------|--------|--------|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 農林水産基盤整備事業 | 千円 | <ol style="list-style-type: none"> 借入先 財務省、地方公共団体金融機構その他 借入方法 普通貸借又は証券発行の方法による。 借入時期 令和5年度。ただし工事又は財政の都合により起債額の全部若しくは一部を翌年度に繰り越し借入れすることができる。 | 年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。) | <ol style="list-style-type: none"> 償還期限 30年以内(内据置5年以内) 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元利均等又は元金均等償還する。ただし必要に応じ繰上償還、償還期限の短縮又は低利債に借換えをすることができる。 財務省、地方公共団体金融機構その他より借り入れられる場合において前各号の償還の方法が借入先の融通条件に抵触するときは、その融通条件によることができる。 | 千円 | 補正前と同じ | 補正前と同じ | 補正前と同じ |
| | 1,750,000 | 同上 | 同上 | 同上 | 1,770,000 | 同上 | 同上 | 同上 |
| | 160,000 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 440,000 | 同上 | 同上 |
| 土木施設災害復旧事業 | 380,000 | 同上 | 同上 | 同上 | 540,000 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 教育施設災害復旧事業 | 10,000 | 同上 | 同上 | 同上 | 40,000 | 同上 | 同上 | 同上 |

令和5年9月1日提出

松山市長 野 志 克 仁

災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正について

災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当の支給に関する条例（平成17年条例第72号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第2条中「第10条」を「第4条の5」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

令和5年9月1日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市火災予防条例の一部改正について

松山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市火災予防条例の一部を改正する条例

松山市火災予防条例（昭和37年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削り、同条第3項中「および」を「及び」に改める。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に」を「自動車，原動機付自転車，船舶，航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は、雨水等」に改め、同項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる

措置を講じる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、同号の前に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第2項中「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「および」を「及び」に、「ならびに第2項ならびに本条第1項」を「並びに第11条の2第1項第4号」に改める。

第16条第1項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第23条第1項第1号中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改め、同項第2号中「または」を「又は」に改め、同項第3号中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に改め、同条第3項を

削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改め、同条第7項中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改める。

第44条第2号及び第9号中「または」を「又は」に改め、同条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3中「（kw：キロワット）」を削り、同表厨房設備の部を次のように改める。

| | | | | | | | | | | |
|------------------|------------------|--------|--------|---|---|------------|------------|----|------------|---|
| 厨 房 設 備 | 気 体 燃 料 | 不 燃 | 開放式 | 組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ | 14kw 以下 | 100 | 15 (注4) | 15 | 15 (注4) | |
| | | | | 据置型レンジ | 21kw 以下 | 100 | 15 (注4) | 15 | 15 (注4) | |
| | | | 不 燃 | 開放式 | 組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ | 14kw 以下 | 80 | 0 | — | 0 |
| | | | | | 据置型レンジ | 21kw | 80 | 0 | — | 0 |

| | | | 以下 | | | | | |
|------------------|------------------|------------------------------|-------|-----|-----|-----|-----|----|
| 固 体 燃 料 | 不 燃 以 外 | 木炭を 燃料と するも の | 炭火焼き器 | — | 100 | 50 | 50 | 50 |
| | 不 燃 | 木炭を 燃料と するも の | 炭火焼き器 | — | 80 | 30 | — | 30 |
| 上記に分類さ れないもの | | 使用温度が800 度以上のもの | — | 250 | 200 | 300 | 200 | |
| | | 使用温度が300 度以上800度未 満のもの | — | 150 | 100 | 200 | 100 | |
| | | 使用温度が300 度未満のもの | — | 100 | 50 | 100 | 50 | |

別表第4から別表第7までを次のように改める。

別表第4から別表第7まで 削除

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第11条の2第1項（同項第4号に係る部分を除く。次項において同じ。）の改正規定及び次項の規定 令和5年10月1日

(2) 第11条第1項第3号の2，第11条の2第1項（同項第4号に係る部分に限る。），第13条第1項，第3項及び第4項，第44条第13号並びに別表第3の改正規定並びに付則第5項から第7項までの規定 令和6年1月1日

(経過措置)

2 前項第1号に掲げる規定の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、この条例による改正後の松山市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず

ず，なお従前の例による。

- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については，当分の間，同号中「喫煙専用室標識」とあるのは，「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」とする。
- 4 この条例の施行の際，現に設置され，又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち，同条第4項の規定に適合しないものについては，同項の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 5 付則第1項第2号に掲げる規定の施行の際，現に設置されている燃料電池発電設備，変電設備，内燃機関を原動力とする発電設備及び新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（付則第7項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち，新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項，第11条第3項，第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては，同号の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 6 付則第1項第2号に掲げる規定の施行の際，現に設置され，又は設置の工事がされている蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち，新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては，同項の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 7 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち，付則第1項第2号に掲げる規定の施行の際，現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので，同条の規定に適合しないものについては，同条の規定は，適用しない。

（提案理由）

対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い，急速充電設備等の基準に関し，所要の規定の整備を図るため，本案を提出する。

令和5年9月1日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市旅館業法施行条例の一部改正について

松山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

松山市旅館業法施行条例（平成24年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び第3条の3第3項」を「，第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改め，同項第2号中「第29条」を「第31条第1項」に改める。

第4条中「及び第3条の3第3項」を「，第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改める。

第6条中「第5条第1号及び第2号」を「第5条第1項第1号から第3号まで」に，「同条第3号」を「同項第4号」に改める。

付 則

この条例は，生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

旅館業法の改正に伴い，所要の規定の整備を図るため，本案を提出する。

令和5年9月1日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い，所要の規定の整備を図るため，本案を提出する。

令和5年9月1日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(坊っちゃんスタジアム外周デッキ改修工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 坊っちゃんスタジアム外周デッキ改修工事
2. 施工場所 松山市市坪西町625番地1
3. 内 容 施設名：坊っちゃんスタジアム
構造：鉄筋コンクリート造，鉄骨造，鉄骨鉄筋コンクリート造
階数：地上4階，塔屋2階
延床面積：33,421.48㎡
外部改修工事 1式
4. 請 負 人 松山市太山寺町964番地
朝日建設株式会社
代表取締役 朝日 健介
5. 請負金額 2億5,994万9,800円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万

、円以上の工事又は製造の請負とする。

令和5年9月1日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(味生第二小学校1・2棟校舎長寿命化改修ほか主体工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 味生第二小学校1・2棟校舎長寿命化改修ほか主体工事
2. 施工場所 松山市別府町3番地1
3. 内 容 味生第二小学校1・2棟校舎
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造5階建
延床面積 6,294.74㎡(既存), 30.61㎡(増築)
昇降機渡り廊下棟
鉄骨造5階建
393.15㎡(増築)
校舎長寿命化改修工事 1式
渡り廊下・昇降機棟増築工事 1式
建物周囲整備工事 1式
環境配慮改修工事 1式
4. 請 負 人 松山市中央一丁目9番20号
横田・山本特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社横田建設 代表取締役 横田 郁
5. 請負金額 10億1,200万円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和5年9月1日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(雄郡小学校17棟校舎長寿命化改修ほか主体工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 雄郡小学校17棟校舎長寿命化改修ほか主体工事
2. 施工場所 松山市土橋町1番地
3. 内 容 雄郡小学校
17棟校舎 鉄筋コンクリート造4階建 2,076.07㎡ 改修
昇降機棟 鉄骨造4階建 74.14㎡ 増築
渡り廊下棟 鉄骨造平屋建 141.90㎡ 増築
17棟校舎長寿命化改修工事 1式
昇降機棟増築ほか工事 1式
渡り廊下増築ほか工事 1式
環境配慮改修工事 1式
4. 請 負 人 松山市余戸中一丁目1番26号
大和コンストラクション株式会社
代表取締役 松本 裕仁
5. 請負金額 3億6,191万1,000円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和5年9月1日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(三津浜幼稚園7-1棟ほか2棟園舎長寿命化改修ほか主体工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 三津浜幼稚園7-1棟ほか2棟園舎長寿命化改修ほか主体工事
2. 施工場所 松山市神田町1番41号
3. 内 容 三津浜幼稚園7-1・7-2・7-3棟園舎
鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)2階建て
延床面積1,261.93㎡
園舎長寿命化改修工事 1式
建物周囲整備工事 1式
環境配慮改修工事 1式
4. 請 負 人 松山市太山寺町964番地
朝日建設株式会社
代表取締役 朝日 健介
5. 請負金額 2億2,312万2,900円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5

号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和5年9月1日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(子規記念博物館大規模改修主体工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 子規記念博物館大規模改修主体工事
2. 施工場所 松山市道後公園1番30号
3. 内 容 子規記念博物館 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階建て
延床面積 7,087.76㎡
大規模改修工事 1式
4. 請 負 人 松山市古川南一丁目22番18号
株式会社有光組
代表取締役 有光 智幸
5. 請負金額 1億9,993万6,000円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和5年9月1日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(子規記念博物館大規模改修電気工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 子規記念博物館大規模改修電気工事
2. 施工場所 松山市道後公園1番30号
3. 内 容 子規記念博物館 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階建て
延床面積 7,087.76㎡
大規模改修電気工事 1式
展示設備改修工事 1式
4. 請 負 人 松山市南高井町1289番地4
アクセル松山・三徳電機特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社アクセル松山 代表取締役 関本 栄
5. 請負金額 3億9,336万円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和 5 年 9 月 1 日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(子規記念博物館大規模改修空調工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 子規記念博物館大規模改修空調工事
2. 施工場所 松山市道後公園 1 番 30 号
3. 内 容 子規記念博物館 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 4 階建て
延床面積 7,087.76㎡
空気調和設備工事 (空冷ヒートポンプモジュールチラー 2 基, 空冷チリングユニット 2 基, ビル用マルチエアコン 5 組, 排煙機 1 台, 換気ファン 3 4 台ほか) 1 式
自動制御設備工事 1 式
撤去工事 1 式
その他空調工事 1 式
4. 請 負 人 松山市空港通四丁目 3 番 43 号
日機・戒田特定建設工事共同企業体
代表者 日機愛媛株式会社 代表取締役 竹下 明伸
5. 請負金額 3 億 1,020 万円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格 1 億 8,000 万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和5年9月1日提出

松山市長 野 志 克 仁

財産の取得について（救助工作車Ⅲ型）

次のとおり財産を取得するものとする。

記

1. 取得財産

救助工作車Ⅲ型 1台

2. 取得価格

1億5,950万円

3. 契約の相手方

松山市南江戸一丁目2番26号

株式会社ヤマダ

代表取締役 山田 雄士

4. 契約方法

指名競争入札

（提案理由）

本件は、予定価格6,000万円以上の物品購入契約であるから、条例の定めるところにより物品購入契約の締結について、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格6,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

令和5年9月1日提出

松山市長 野 志 克 仁

市道路線の認定について

1. 次の路線を市道に認定する。

| 図面 番号 | 路 線 名 | 起 点 | 終 点 | 重要な経過地 |
|----------|-------------|--------|--------|--------|
| 1 | 市道 雄郡 212号線 | 土居田町 | 土居田町 | |
| 2 | 市道 清水 166号線 | 山越三丁目 | 山越三丁目 | |
| 3 | 市道 桑原 295号線 | 桑原三丁目 | 桑原三丁目 | |
| 4 | 市道 桑原 296号線 | 正円寺三丁目 | 正円寺三丁目 | |
| 5 | 市道 桑原 297号線 | 東野三丁目 | 東野三丁目 | |
| 6 | 市道 道後 201号線 | 新石手 | 新石手 | |
| 7 | 市道 味生 306号線 | 北斎院町 | 北斎院町 | |
| 8 | 市道 生石 301号線 | 高岡町 | 高岡町 | |
| 9 | 市道 宮前 179号線 | 古三津一丁目 | 古三津一丁目 | |
| 10 | 市道 久枝 287号線 | 東長戸一丁目 | 東長戸一丁目 | |
| 11 | 市道 久枝 288号線 | 西長戸町 | 西長戸町 | |
| 12 | 市道 潮見 144号線 | 吉藤三丁目 | 吉藤三丁目 | |
| 13 | 市道 余土 265号線 | 余戸中三丁目 | 余戸中三丁目 | |
| 14 | 市道 余土 266号線 | 余戸東五丁目 | 余戸東五丁目 | |
| 15 | 市道 久米 264号線 | 来住町 | 南久米町 | |
| 16 | 市道 久米 265号線 | 福音寺町 | 福音寺町 | |

| 図面 番号 | 路 線 名 | 起 点 | 終 点 | 重要な経過地 |
|----------|-------------|--------|--------|--------|
| 17 | 市道 久米 266号線 | 福音寺町 | 福音寺町 | |
| 18 | 市道 浮穴 112号線 | 井門町 | 井門町 | |
| 19 | 市道 浮穴 113号線 | 森松町 | 森松町 | |
| 20 | 市道 浮穴 114号線 | 森松町 | 森松町 | |
| 21 | 市道 石井 552号線 | 和泉南二丁目 | 和泉南二丁目 | |
| 22 | 市道 石井 553号線 | 古川北一丁目 | 古川北一丁目 | |

(提案理由)

図面番号第1～22号は都市計画法第29条の規定による開発行為の許可に基づき建設された道路で、同法第39条の規定に伴い、市道に認定するため、道路法第8条の規定により、本案を提出する。

(参 照)

都市計画法(抄)

(開発行為の許可)

第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

(開発行為等により設置された公共施設の管理)

第39条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第36条第3項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき、又は第32条第2項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、

それらの者の管理に属するものとする。

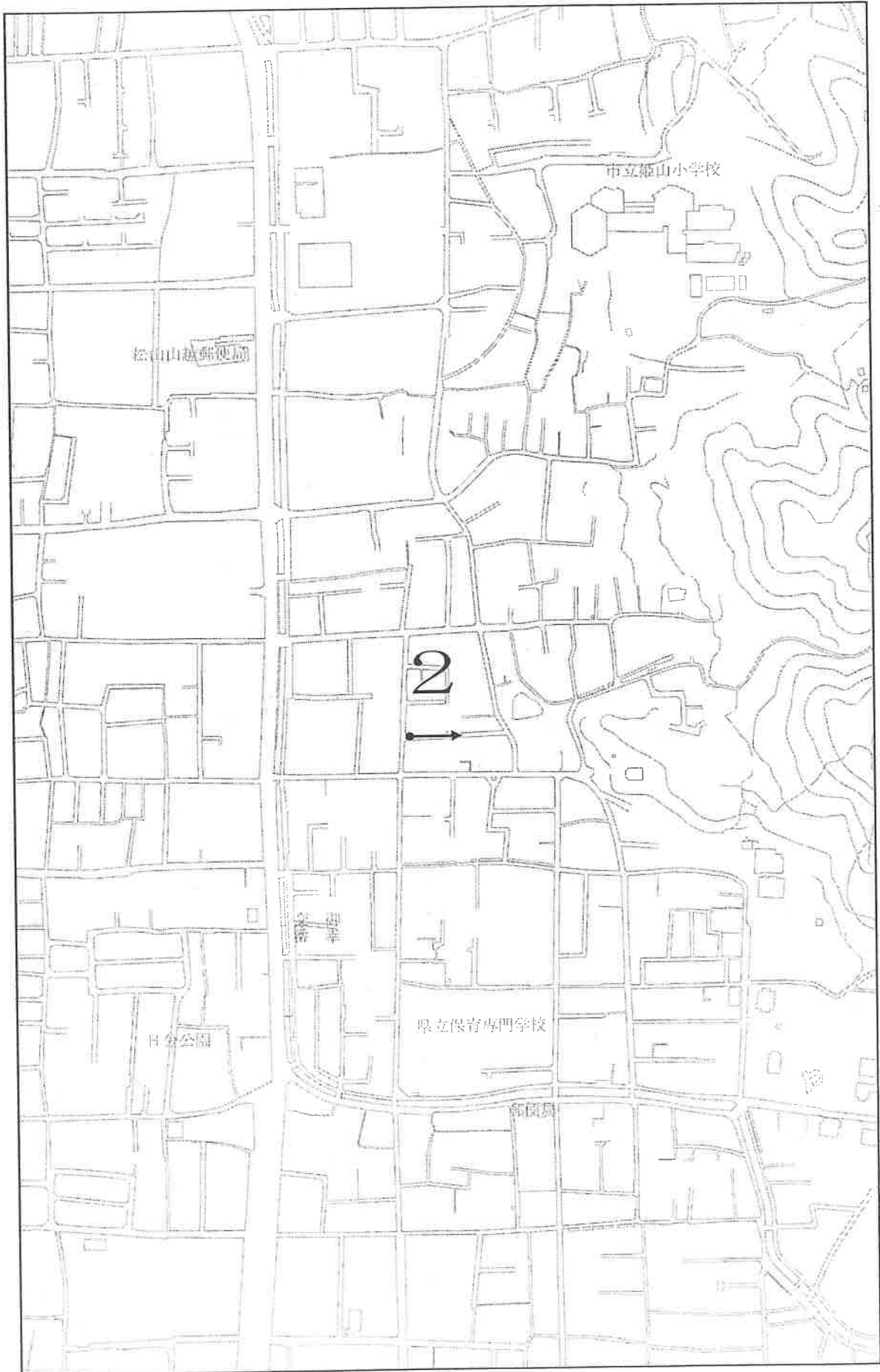
道路法（抄）

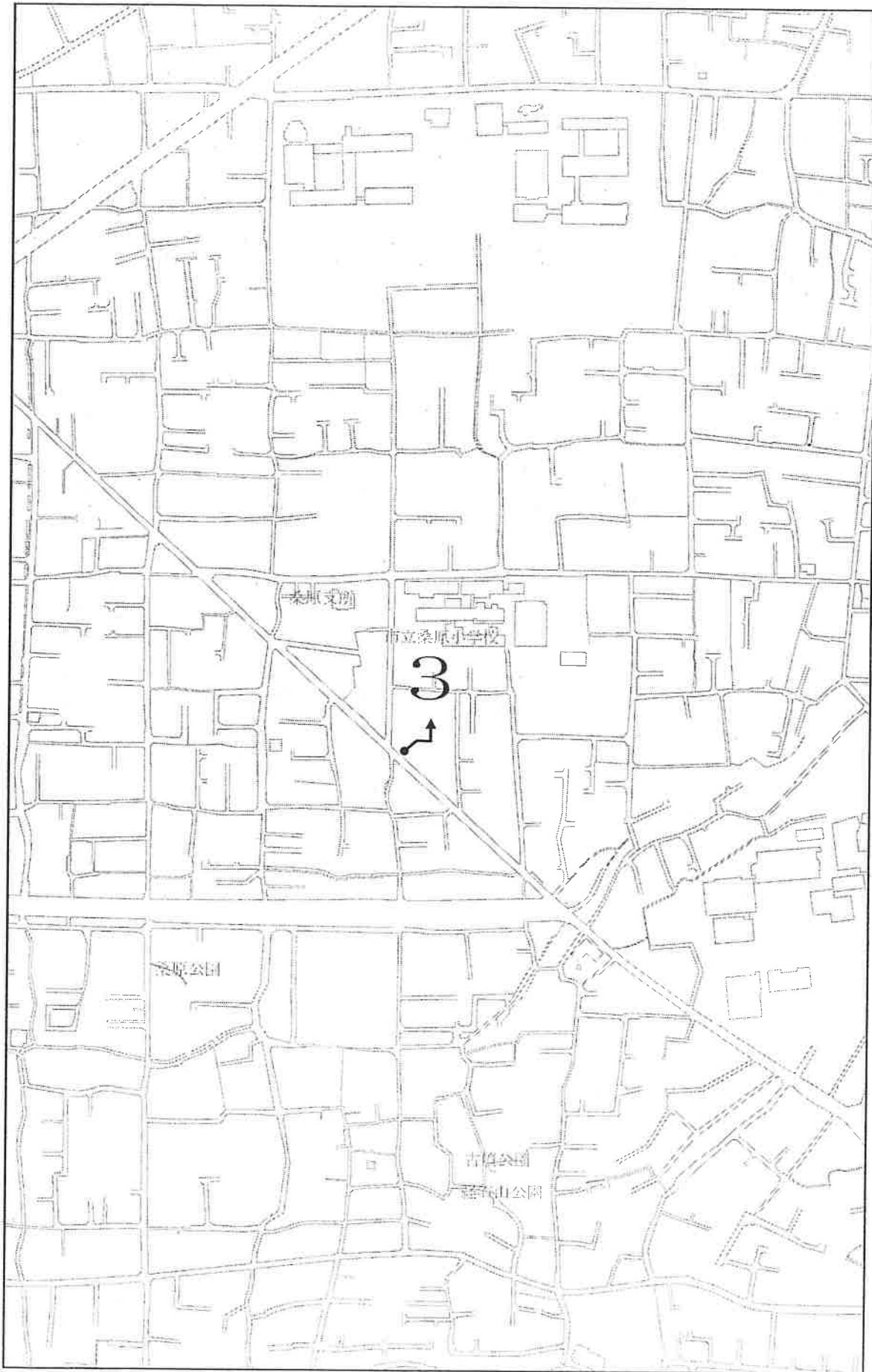
（市町村道の意義及びその路線の認定）

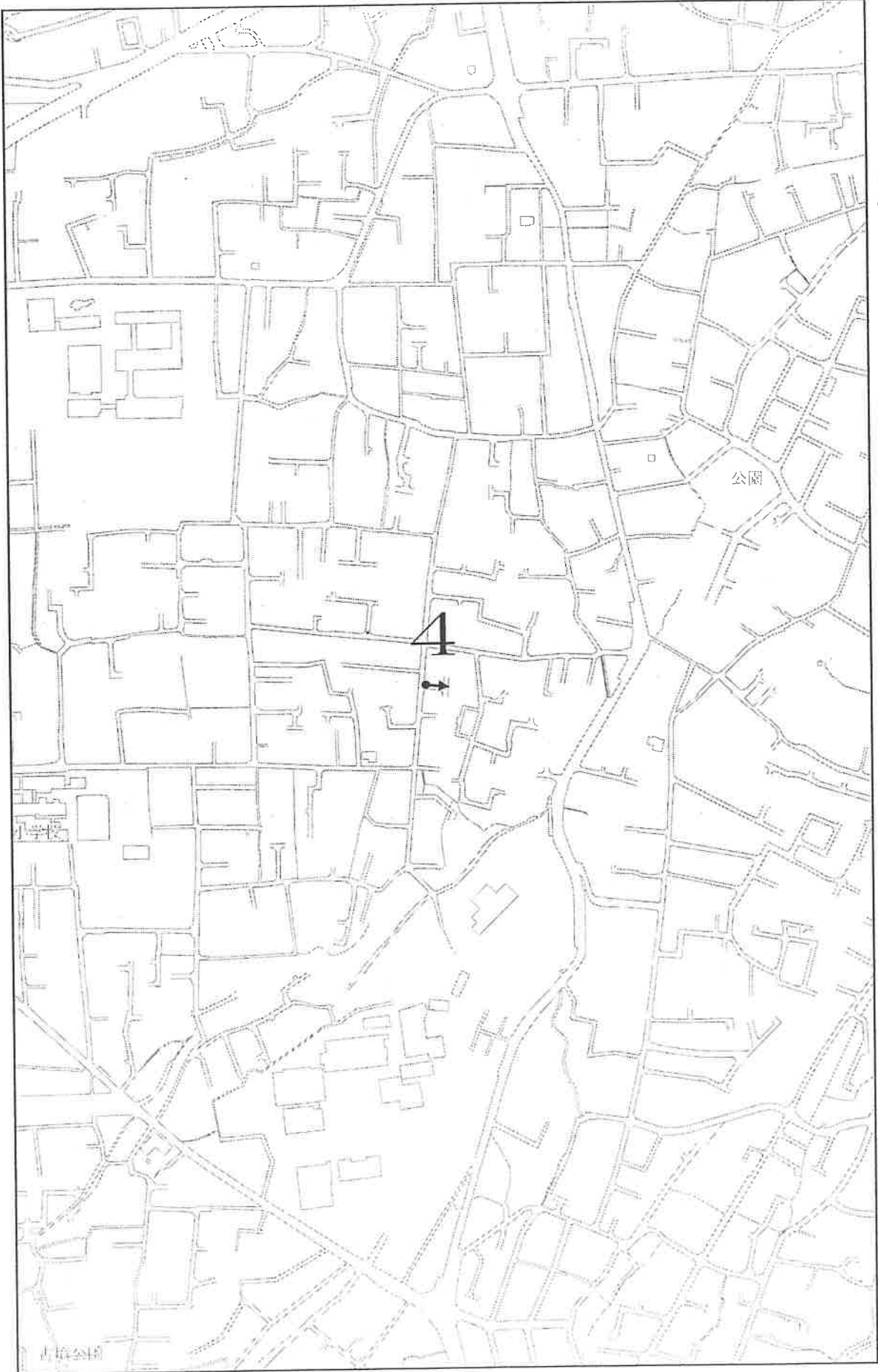
第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

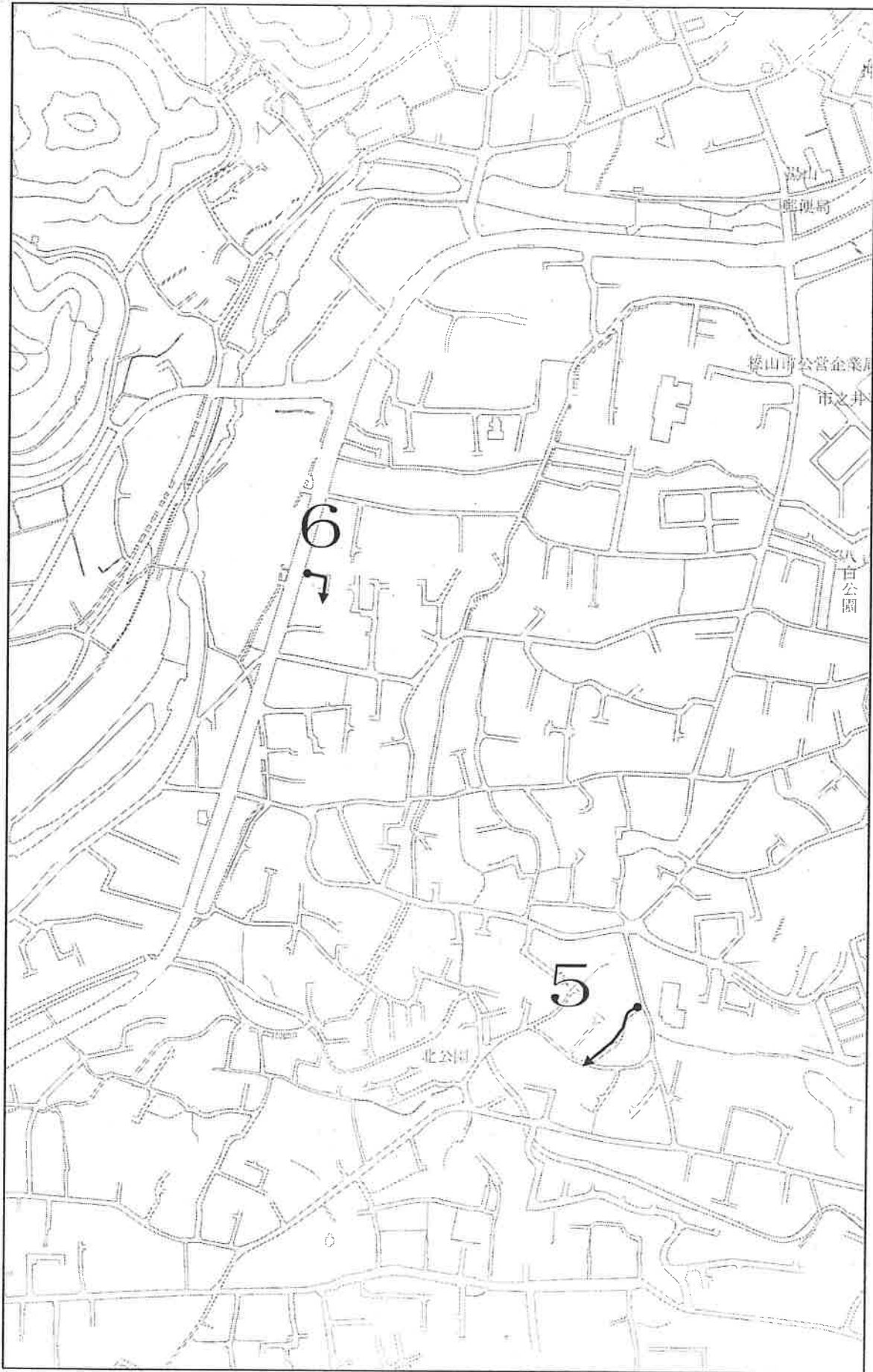
2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

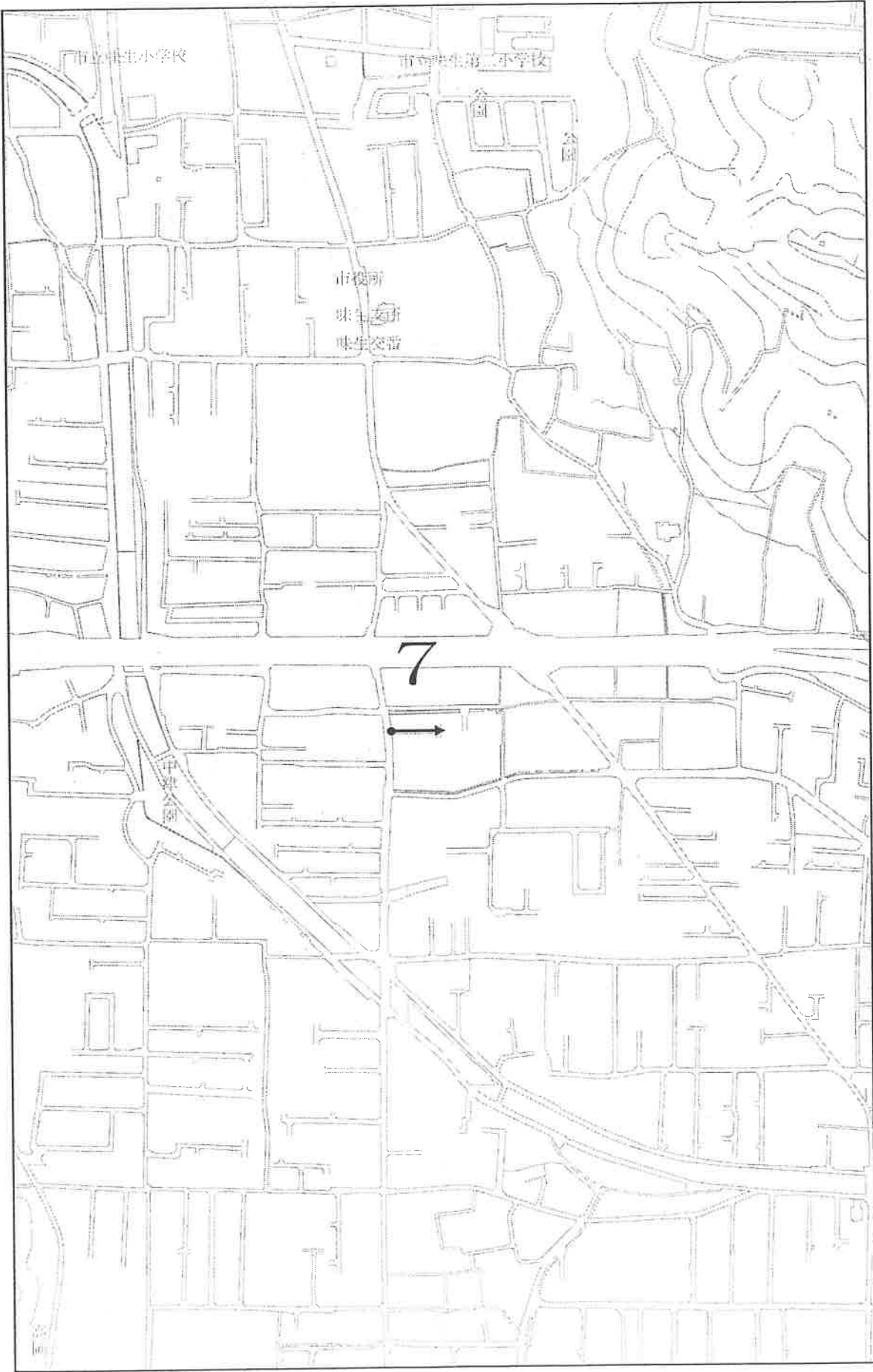




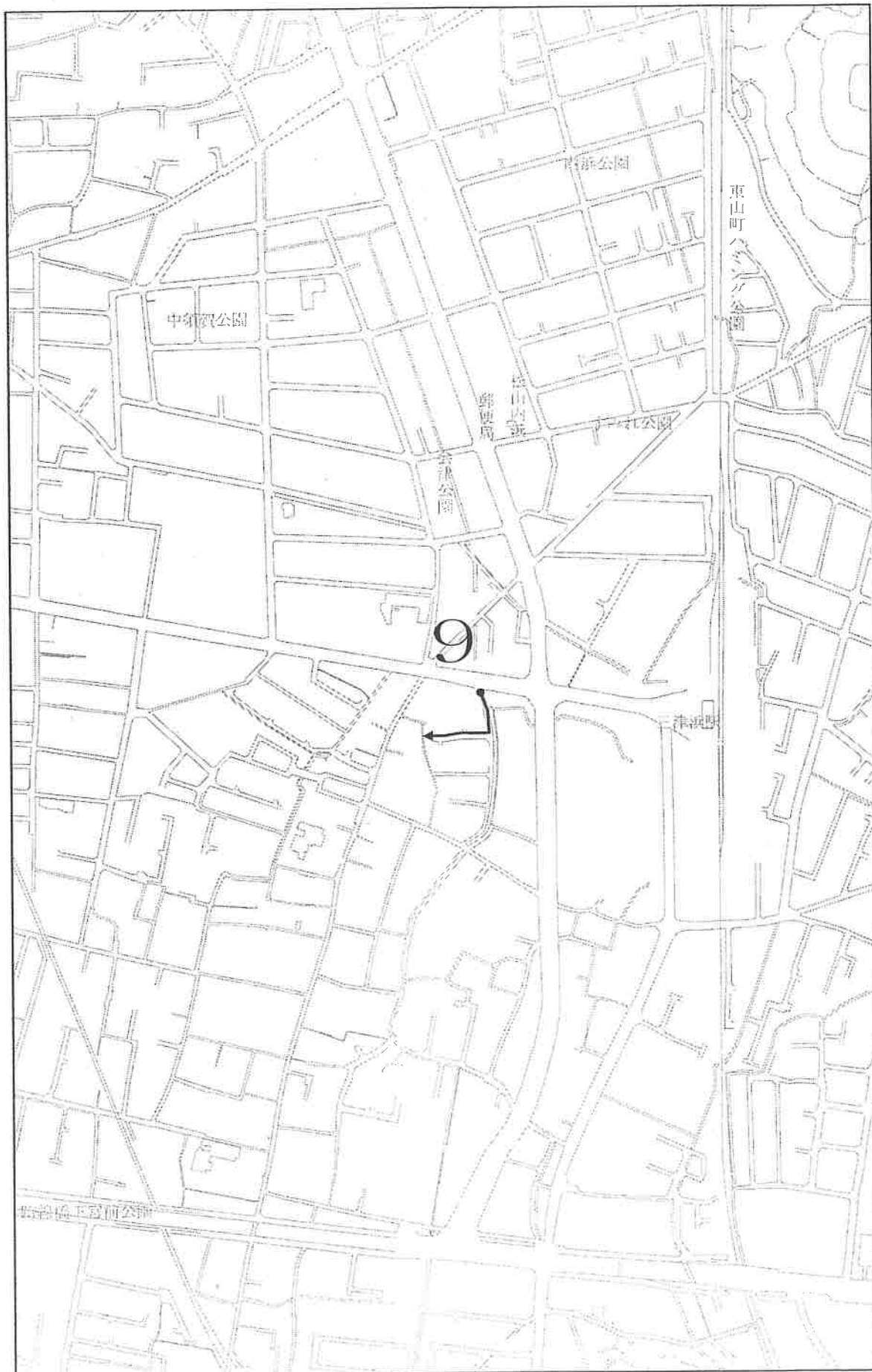


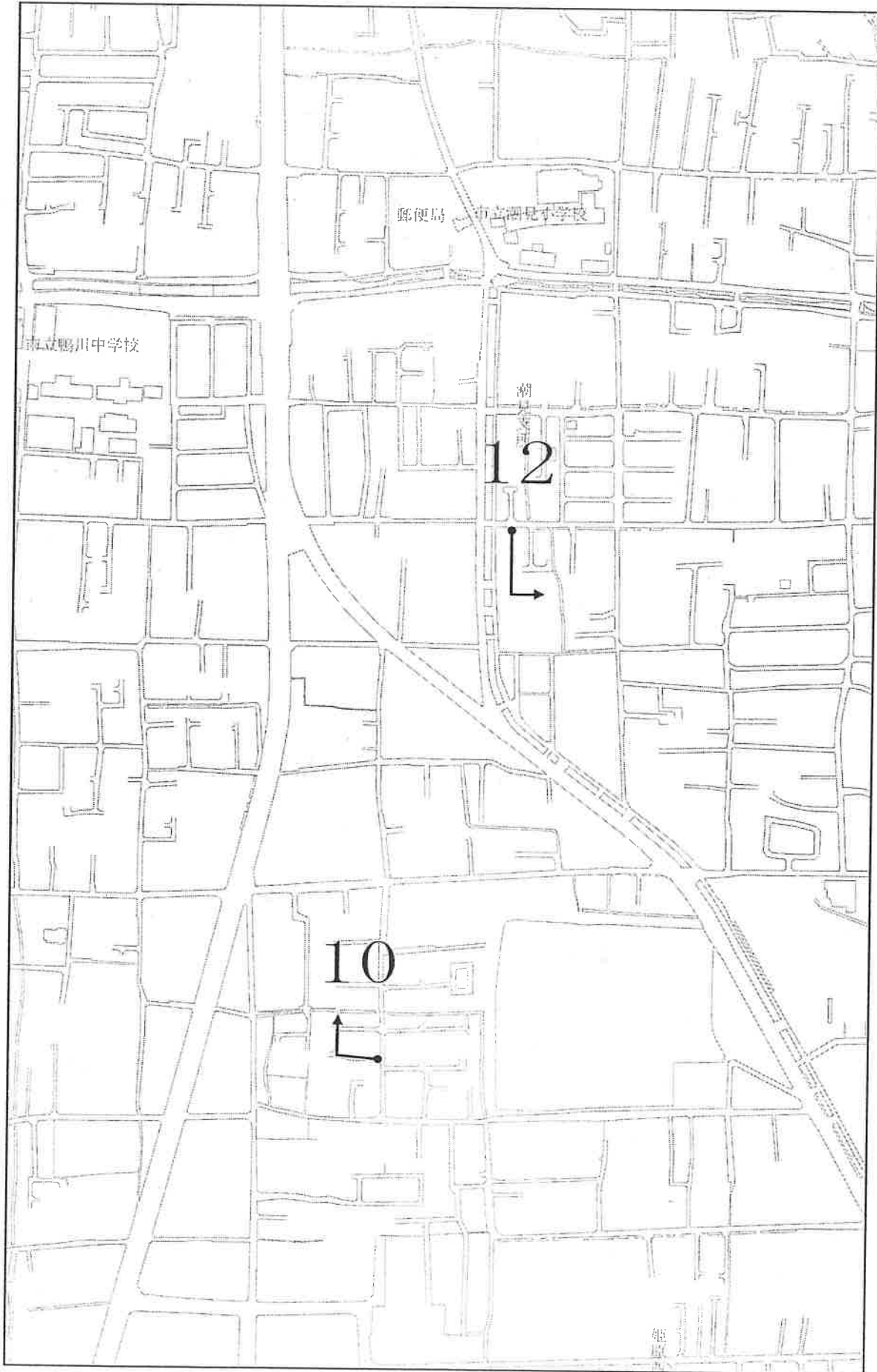


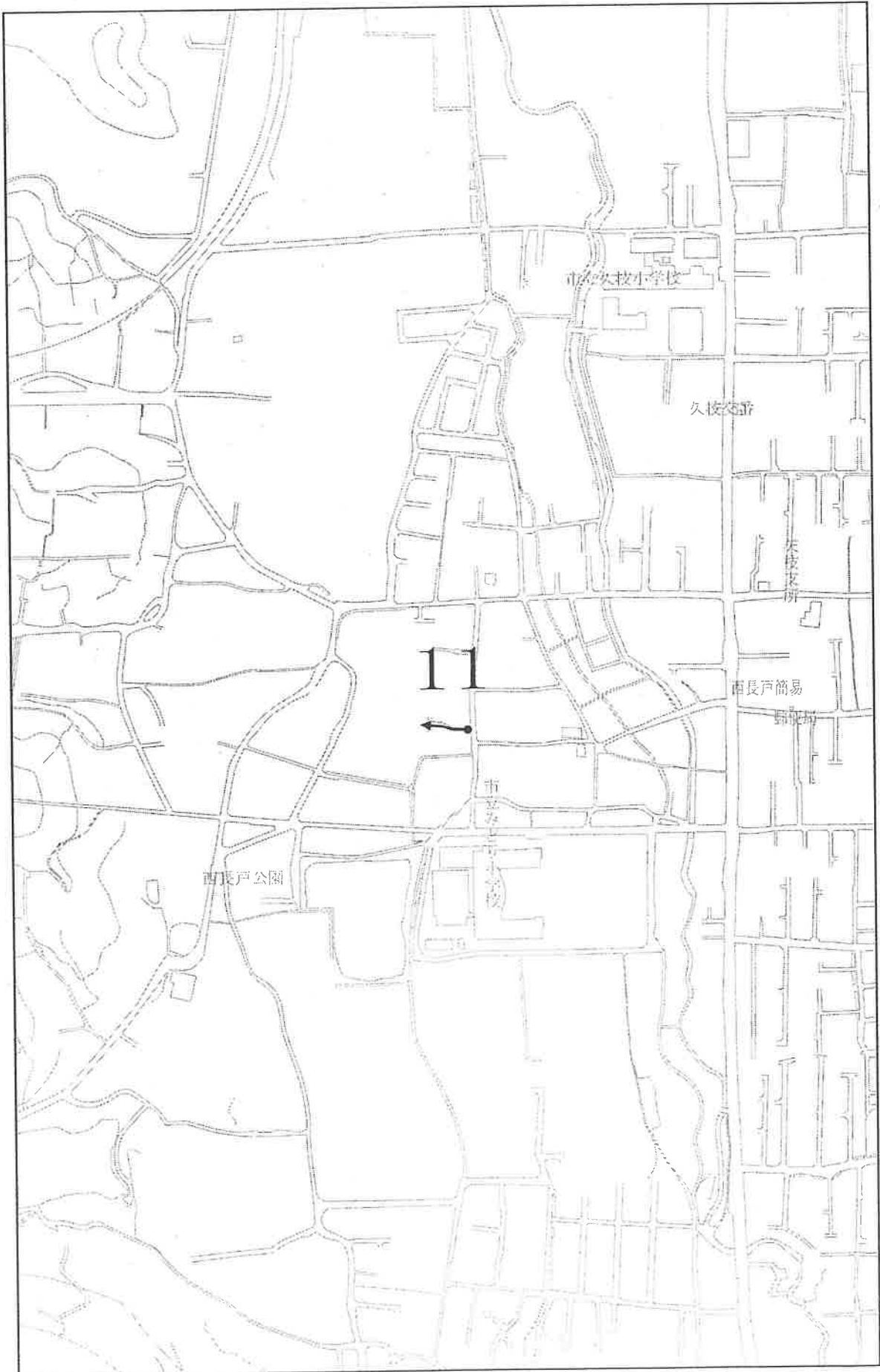


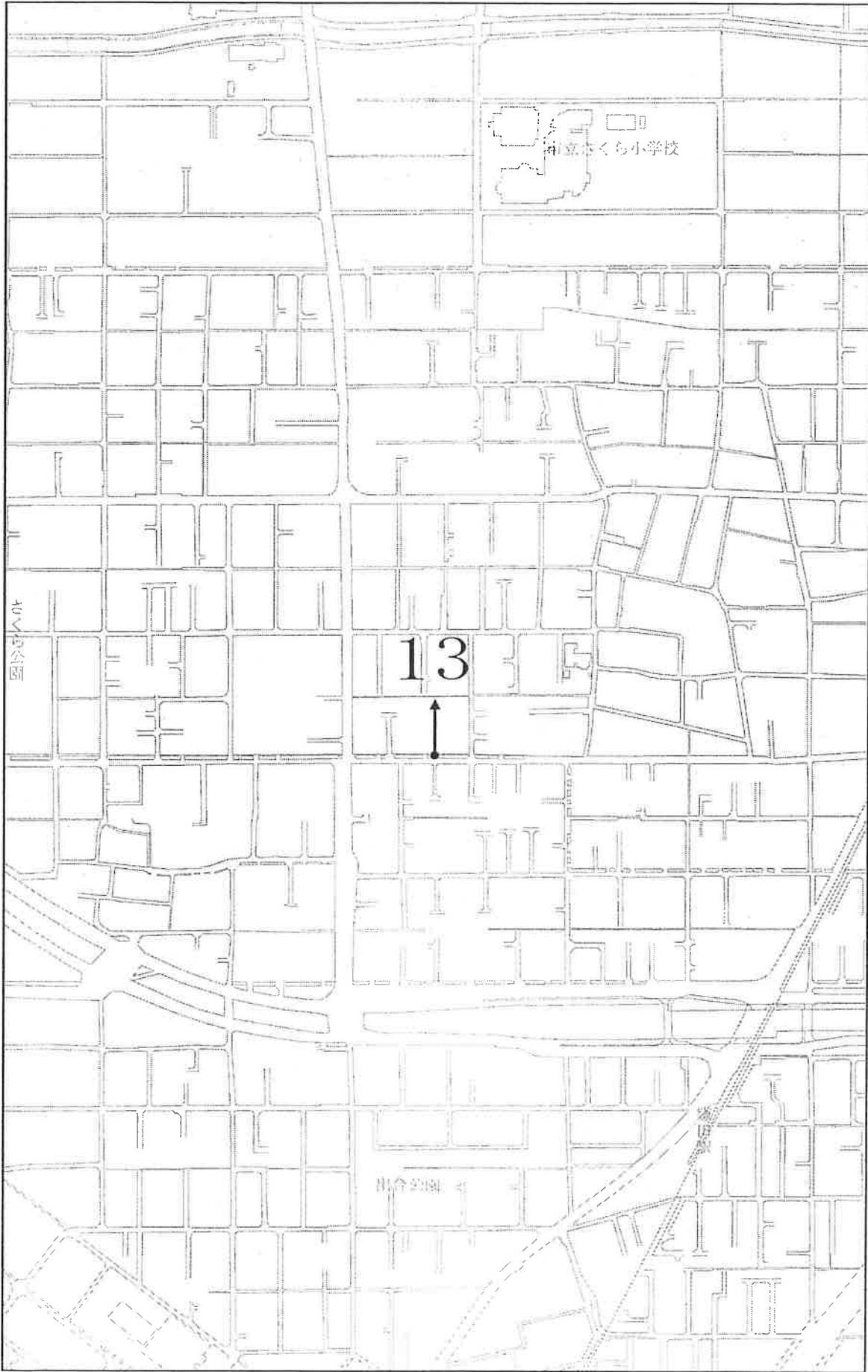












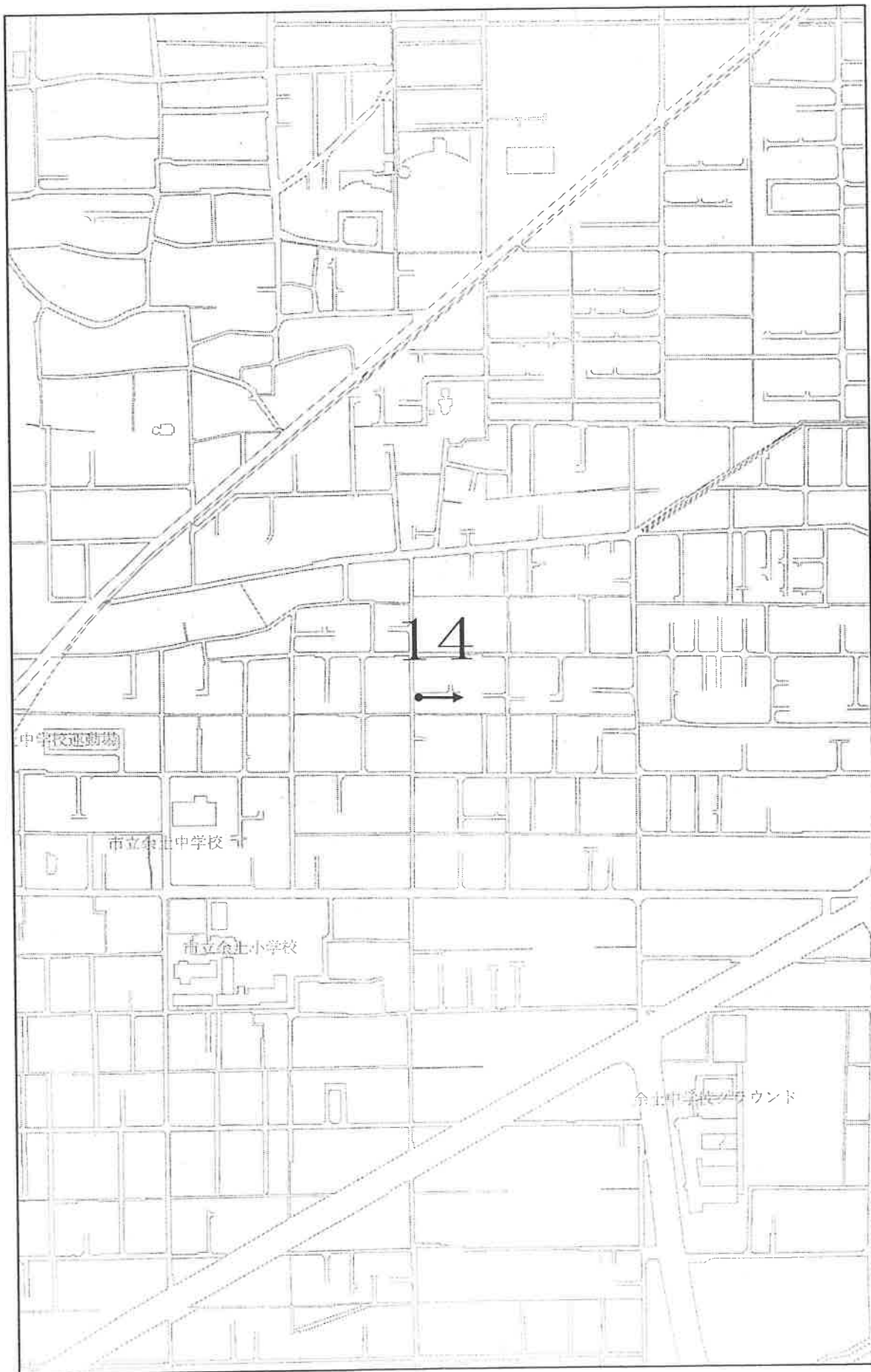
13



神立本くら小学校

さくら公園

出合2188



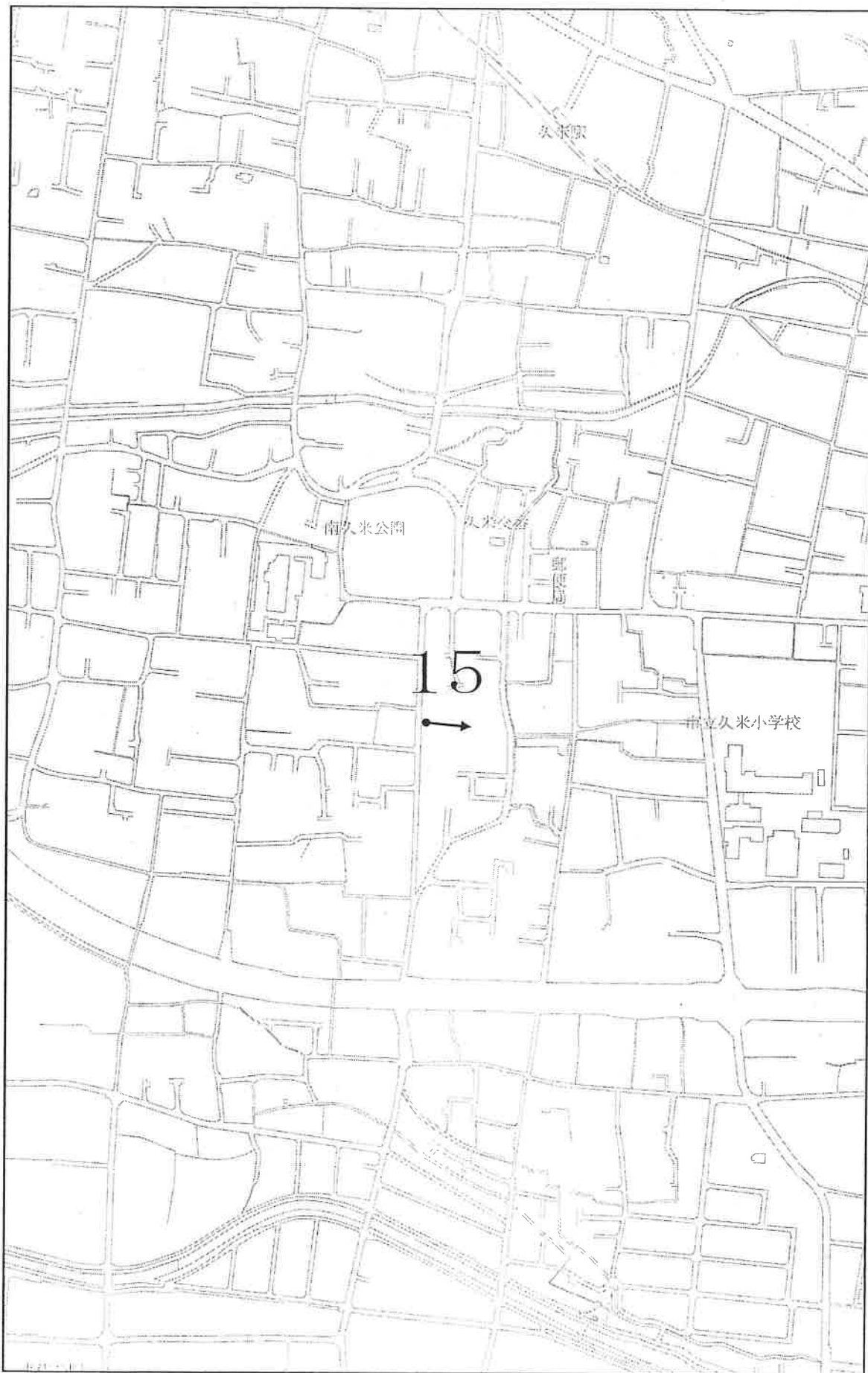
14
→

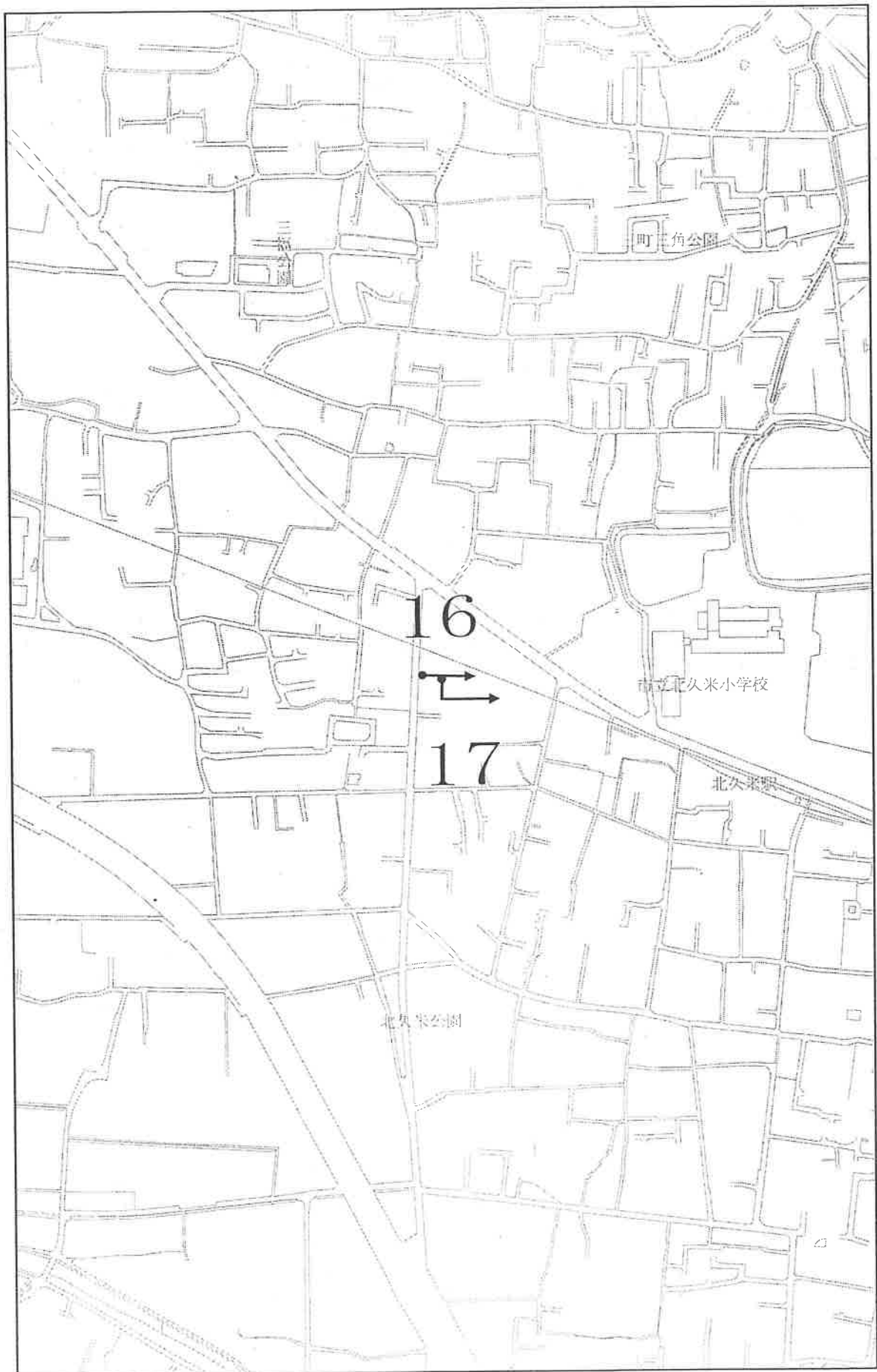
中学校運動場

市立余土中学校

市立余土小学校

余土中学校ノウンド





16



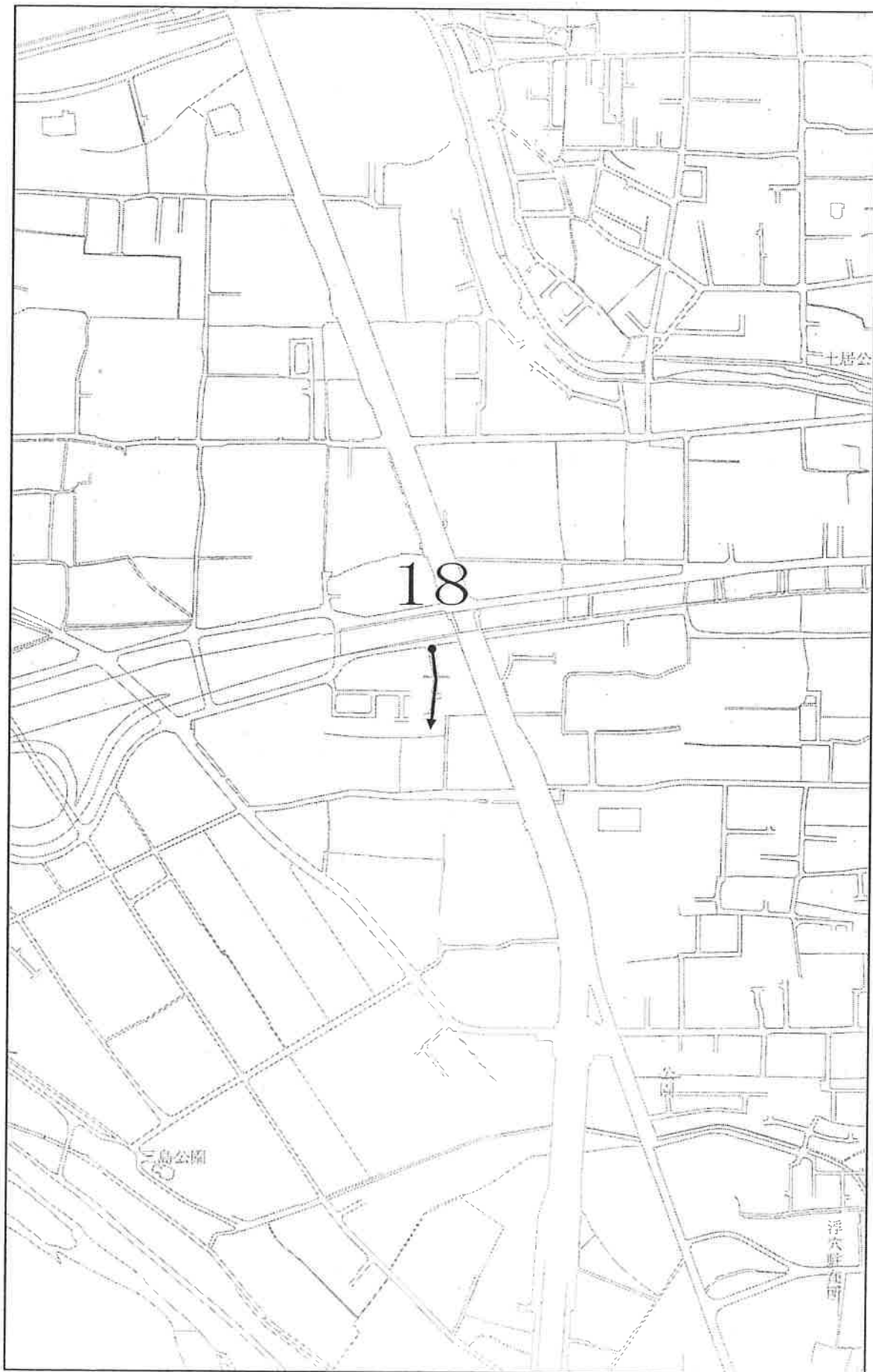
17

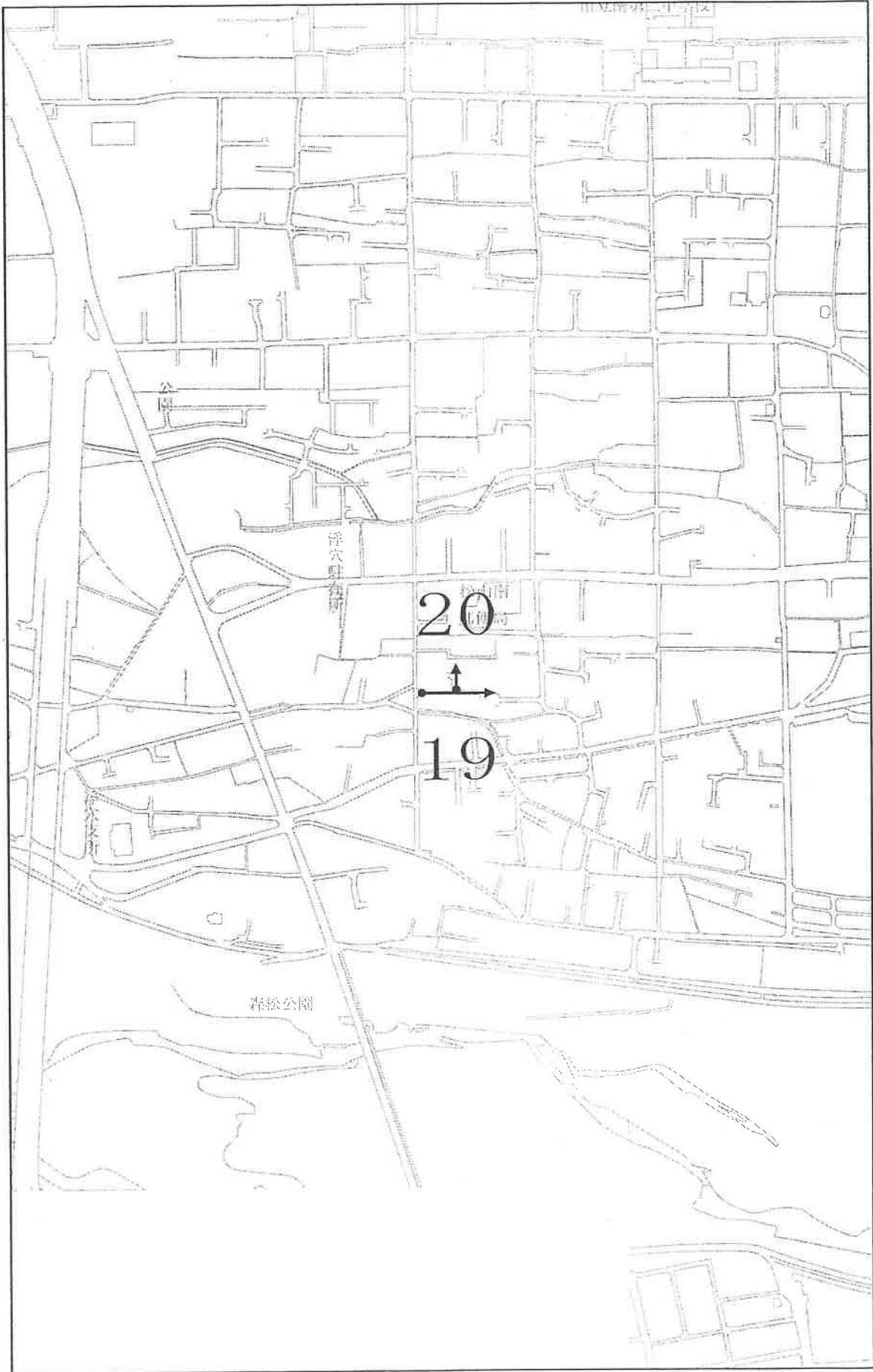
町三角公園

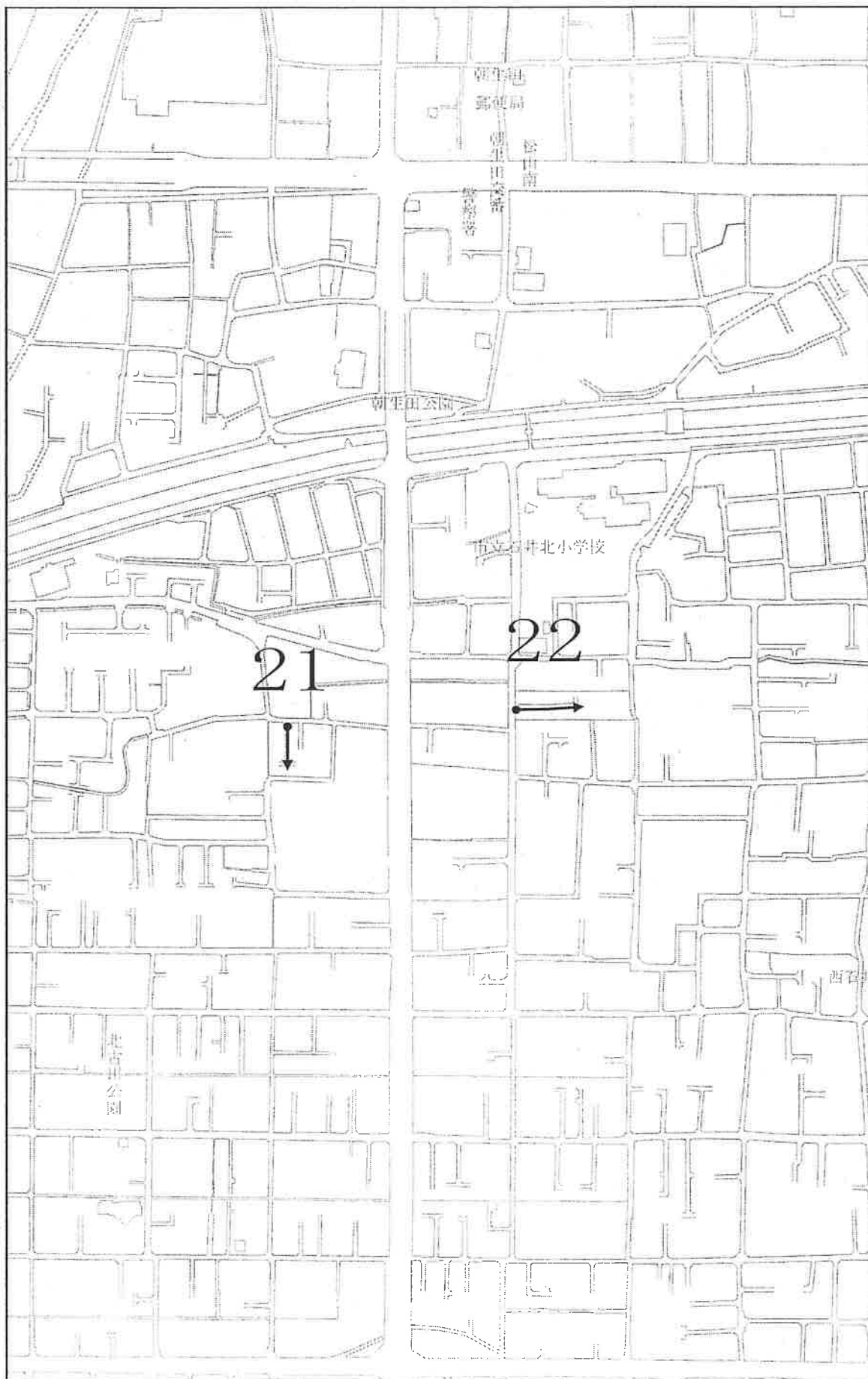
市立北久米小学校

北久米駅

北久米公園







| 図面 番号 | 路 線 名 | 起 点 | 終 点 | 敷地の | | 延長 m |
|----------|----------------------|-----------|-----------|--------|------|---------|
| | | | | 幅員 | m | |
| 1 | 市 道 雄 郡 2 1 2 号 線 | 松山市土居田町 | 松山市土居田町 | 4.8 | 30.4 | |
| | | 825番1地先 | 825番26地先 | ~ 9.2 | | |
| 2 | 市 道 清 水 1 6 6 号 線 | 松山市山越三丁目 | 松山市山越三丁目 | 4.3 | 46.1 | |
| | | 1100番1地先 | 1100番7地先 | ~ 8.7 | | |
| 3 | 市 道 桑 原 2 9 5 号 線 | 松山市桑原三丁目 | 松山市桑原三丁目 | 4.3 | 44.1 | |
| | | 914番8地先 | 914番5地先 | ~ 8.7 | | |
| 4 | 市 道 桑 原 2 9 6 号 線 | 松山市正円寺三丁目 | 松山市正円寺三丁目 | 4.3 | 20.4 | |
| | | 207番2地先 | 207番3地先 | ~ 8.7 | | |
| 5 | 市 道 桑 原 2 9 7 号 線 | 松山市東野三丁目 | 松山市東野三丁目 | 4.3 | 73.0 | |
| | | 甲324番27地先 | 甲324番1地先 | ~ 8.7 | | |
| 6 | 市 道 道 後 2 0 1 号 線 | 松山市新石手 | 松山市新石手 | 4.3 | 43.1 | |
| | | 甲257番1地先 | 甲257番5地先 | ~ 8.8 | | |
| 7 | 市 道 味 生 3 0 6 号 線 | 松山市北斎院町 | 松山市北斎院町 | 5.3 | 48.5 | |
| | | 485番11地先 | 485番15地先 | ~ 9.8 | | |
| 8 | 市 道 生 石 3 0 1 号 線 | 松山市高岡町 | 松山市高岡町 | 4.5 | 43.2 | |
| | | 703番7地先 | 703番10地先 | ~ 8.9 | | |
| 9 | 市 道 宮 前 1 7 9 号 線 | 松山市古三津一丁目 | 松山市古三津一丁目 | 4.3 | 98.0 | |
| | | 1599番12地先 | 1597番7地先 | ~ 10.2 | | |
| 10 | 市 道 久 枝 2 8 7 号 線 | 松山市東長戸一丁目 | 松山市東長戸一丁目 | 4.5 | 72.9 | |
| | | 50番8地先 | 36番8地先 | ~ 9.0 | | |
| 11 | 市 道 久 枝 2 8 8 号 線 | 松山市西長戸町 | 松山市西長戸町 | 4.3 | 41.5 | |
| | | 827番14地先 | 827番11地先 | ~ 8.7 | | |
| 12 | 市 道 潮 見 1 4 4 号 線 | 松山市吉藤三丁目 | 松山市吉藤三丁目 | 4.3 | 89.4 | |
| | | 甲63番11地先 | 甲63番14地先 | ~ 9.3 | | |
| 13 | 市 道 余 土 2 6 5 号 線 | 松山市余戸中三丁目 | 松山市余戸中三丁目 | 4.5 | 45.0 | |
| | | 1614番8地先 | 1614番6地先 | ~ 8.9 | | |
| 14 | 市 道 余 土 2 6 6 号 線 | 松山市余戸東五丁目 | 松山市余戸東五丁目 | 4.8 | 42.8 | |
| | | 72番5地先 | 72番9地先 | ~ 9.2 | | |
| 15 | 市 道 久 米 2 6 4 号 線 | 松山市来住町 | 松山市南久米町 | 4.3 | 40.4 | |
| | | 553番1地先 | 688番6地先 | ~ 9.2 | | |
| 16 | 市 道 久 米 2 6 5 号 線 | 松山市福音寺町 | 松山市福音寺町 | 4.5 | 40.7 | |
| | | 20番1地先 | 20番6地先 | ~ 9.2 | | |

| 図面 番号 | 路 線 名 | 起 点 | 終 点 | 敷地の 幅員 m | 延長 m |
|----------|----------------|---------------------|----------------------|--------------|---------|
| 17 | 市 道 久米266号線 | 松山市福音寺町 20番7地先 | 松山市福音寺町 20番11地先 | 4.5 ～ 8.8 | 66.1 |
| 18 | 市 道 浮穴112号線 | 松山市井門町 68番13地先 | 松山市井門町 59番6地先 | 4.3 ～ 9.9 | 74.1 |
| 19 | 市 道 浮穴113号線 | 松山市森松町 629番2地先 | 松山市森松町 630番11地先 | 4.3 ～ 8.7 | 65.3 |
| 20 | 市 道 浮穴114号線 | 松山市森松町 629番12地先 | 松山市森松町 630番1地先 | 4.3 ～ 8.8 | 23.1 |
| 21 | 市 道 石井552号線 | 松山市和泉南二丁目 87番4地先 | 松山市和泉南二丁目 87番14地先 | 4.3 ～ 9.2 | 39.9 |
| 22 | 市 道 石井553号線 | 松山市古川北一丁目 3番3地先 | 松山市古川北一丁目 2番7地先 | 4.3 ～ 8.8 | 61.8 |